

必ずお読みください

2023年9月

団体総合生活保険の
2023年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2023年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

主な改定点

個人賠償責任補償について、下記のとおり改定いたします。

改定項目	概要
約款文言の明確化 および保険の対象となる物の改定	約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいとの声を踏まえ、機器を限定列挙する方式に変更します。 また、分かりやすさの観点から、仕様(自発的通信機能の有無)により補償対象か否かが異なっている機器について、取扱いを統一します。 取扱いを統一する主な機器は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none">● 補償対象とする機器: デジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機● 補償対象外とする機器(*1): ハンディターミナル、POS 端末、音声翻訳機 (*1)個人賠償責任補償特約については、従来より補償対象外です。
免責事由(保険金をお支払いしない場合)の改定	「保険金をお支払いしない場合」として規定している「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。

医療補償・三大疾病・重度傷害一時金特約について、下記のとおり改定いたします。

改定項目	概要
「がん」の診断確定に関する規定の明確化	「がん」の診断確定について、現在は病理組織学的所見が得られない場合のみその他の所見による診断確定を認める旨規定していますが、細胞学的検査等その他の検査による診断確定が一般的ながんもあるため、合理的な理由がある場合はその他の所見による診断確定も認めることを約款上明確化します。 <対象特約> がん補償基本特約、医療補償基本特約・三大疾病・重度傷害一時金特約（医療用）、団体長期障害所得補償基本特約・治療と仕事の両立支援特約（三大疾病用）

このご案内は、2023年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、「ご契約のしおり(約款)」や「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07E1-GJ05-22004-202304